自主的避難等対象区域(福島市)から避難した要介護4の夫とその介護を していた妻について、夫婦の避難生活の困難さや妻が精神的・身体的に変調 を来したことなどを考慮し、精神的損害をそれぞれ6万円増額した事例。

# 和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1及び同X2(併せて、以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及 ばないこととする。

記

# 1 損害項目

- (1) 平成23年分
  - ア 避難費用 (交通費)
  - イ 避難費用(一時帰宅費用)
  - ウ 生活費増加費用 (家財道具購入費用)
  - 工 介護費用増加費用 (施設利用料)
  - 才 介護費用増加費用(通所費用)
  - 力 精神的損害
- (2) 平成24年分及び平成25年分
  - ア 介護費用増加費用 (施設利用料)
  - イ 介護費用増加費用 (通所費用)
- (3) 本件和解仲介に関する弁護士費用

#### 2 期間

- (1) 平成23年分について
  - 自 平成23年3月11日
  - 至 平成23年12月末日
- (2) 平成24年分及び平成25年分について
  - 自 平成24年1月1日
  - 至 平成25年7月末日

## 第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金1,367,065円の支払義務があることを認める。

#### 【内訳】

(1) 平成23年分

ア	避難費用(交通費)	76,	800円
1	避難費用(一時帰宅費用)	38,	400円
ウ	生活費増加費用(家財道具購入費用)	50,	000円
工	介護費用増加費用(施設利用料)	244,	187円
オ	介護費用増加費用(通所費用)	18,	480円

力 精神的損害

200,000円

(2) 平成24年分及び平成25年分

ア 介護費用増加費用(施設利用料)

649,221円

イ 介護費用増加費用(通所費用)

50,160円 39,817円

(3) 本件和解仲介に関する弁護士費用

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、中間指針追補に 基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として、金160、00 0円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人らと被申立人は、第1項に掲げる損害項目(同項の期間に限る。) について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申 立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただ し、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもの のほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に 対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申 立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有する ものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償 紛争解決センターに交付する。

平成26年1月6日

(仲介委員 橋本副孝)